

平成29年度行政運営方針(案) におけるポイント

～ 平成28年度第2回岩手地方労働審議会資料 ～

岩手労働局

平成29年度 岩手労働局最重点取組事項(案)

1 東日本大震災からの着実な復興のための取組

(1) 復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底

【現 状】

復旧・復興工事の本格化などに伴い、沿岸部における建設工事現場での労災死傷者は高水準で推移しており、震災前（平成22年以前）の年間合計の60人台から、平成25年以降はほぼ1.5倍から2倍（平成28年の速報値は約1.9倍）の状況となっている。

（参考） ～県内全産業における死傷者数（合計）の推移～

年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H27 (速報値)	H28 (速報値)
死傷者数（人）	1,222	1,280	1,367	1,458	1,478	1,316	1,280	1,272
うち沿岸管轄署：建設業(人)	64	111	90	133	124	108	106	120 (+14)

【取 組】

① 重点事項

足場等からの墜落災害防止、重機接触災害防止、安全衛生教育の徹底等

② 手法

- ・ 施工業者等に対する監督指導等の実施
- ・ 施工業者等に対する関係団体等とも連携した講習会、安全パトロール（県土整備部長、建設業協会会長、局長の合同安全パトロール等）等の実施
- ・ 工事関係者連絡会議の開催（構成：国・県・市町村等発注者、労働局及び建設業労働災害防止協会）
- ・ 近接する工事施工業者間で「エリア別協議会」の設置を働きかけ、自主的労働災害防止活動を推進

(2) 復旧・復興工事関係労働者に係る労働条件の確保

【現 状】

- ① 運送業、警備業、旅館業、介護サービス業及び水産食料品製造業でも長時間労働等の問題。
- ② 大船渡管内において復旧復興工事現場に従事する労働者が突然死する事件が発生。

【取 組】

- ① 引き続き、計画的な監督指導、講習会等を実施。
- ② 「震災復旧復興工事での過重労働解消を目指す気仙会議」を開催（平成28年5月30日）。
- ③ 県市町村等への発注者等に対する過重労働解消への要請（平成28年7月15日）。
- ④ 震災復旧・復興工事での過重労働の解消に向けた取組について最終報告書を公表（平成29年2月24日）



気仙宣言採択の様子（平成27年5月30日）



県土整備部への要請（平成28年7月15日）



最終報告書の公表（平成29年2月24日）

(3) 震災復興関連求人等の充足促進のための各種取組

【現 状】

震災以降、求人数は震災復興関連求人等を中心に大幅に増加。

特に、沿岸部においては、人口が減少する中で労働者数は震災前を下回り、求職者数が大きく減少。

⇒ 沿岸の基幹産業である水産加工を中心に求人の充足が課題。

○最近の雇用情勢（平成29年1月）

- ・ 有効求人倍率（季節調整値）は1.37倍
※平成25年5月以降45カ月連続1倍台、平成27年4月以降は1.2倍台で推移
- ・ 有効求人数（季節調整値）は29,944人（平成23年11月から63カ月連続2万5千人を超える水準が続く）
※震災直前の平成23年2月（17,208人）に比べ約12,736人の大幅増加
- ・ 有効求職者数（季節調整値）は21,849人
※震災後減少傾向が続いており、震災直前の平成23年2月（33,899人）に比べ約12,050人の大幅減少

【取 組】

① 求人・求職双方へのマッチング強化

正社員求人への転換や賃金の改善等の雇用管理改善を提案

求職者担当者制を活用した支援体制の強化、希望職種の転換を含めた希望条件緩和指導

就職面接会や事業所見学会を積極的に開催

求職者が必要な資格を取得できるよう公的職業訓練で建設関連分野の訓練コースの設置

② ハローワーク利用者以外への求人情報提供

求人情報を管内各自治体窓口の他、スーパーやコンビニの店頭で常備

求人情報を管内各自治体HPに掲載コミュニティFM局を通じた求人情報提供

③ 水産加工業の人手不足対策の強化

水産加工業に特化した求人情報一覧の作成

企業情報マップの作成と活用

事業所見学会と求人説明会等の実施

(4) 東日本大震災からの本格復興に向けた安定的な雇用確保への支援

【現 状】

沿岸部は内陸部に比べて人手不足が深刻

⇒雇用のミスマッチの解消、安定的な雇用の確保が必要

【取 組】

事業復興助成金を県と連携して周知併せて移転費の活用も促す

安定所において当該企業と求職者がマッチングするよう支援を行う

2 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

(1) 非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等

ア 非正規雇用労働者の正社員転換・同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善の推進

【現 状】

非正規雇用労働者は増加傾向で雇用者全体に占める割合が3分の1を超える高水準。

⇒ 非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善の強力な推進が必要。

県内のパート労働者と一般労働者の1時間当たり所定内給与額の賃金格差 66.4（一般労働者＝100）※「賃金構造基本調査」

⇒ パートタイム労働者の待遇について正社員との均衡待遇や納得感の向上が必要。

（平成28年）

○ 正社員求人等の動向

① 正社員有効求人倍率（平成29年1月現在）

0.80倍（前年同月比 +0.10P : 82カ月連続前年同月以上） 【全国0.99倍】

② ハローワークの就職件数に占める正社員割合（平成29年1月現在）

41.6%（前年同月比 +2.7%） 【全国46.0%】

○ キャリアアップ助成金の実績 （正社員転換コース）

平成28年度	件数 137件 (対前年度比+234.1%)	金額 146,550千円 (対前年度比+206.6%)	人数 338人 (対前年度比+241.1%)
平成27年度	件数 41件	金額 47,800千円	人数 99人
平成26年度	件数 9件	金額 6,500千円	人数 13人

【取 組】

「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を活用した非正規雇用労働者の待遇改善を推進
【新規】

「岩手県正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき非正規雇用労働者への対策強化
正規雇用転換
目標年間13,000人

「キャリアアップ助成金」による正社員化人材育成、処遇改善といったキャリアアップの取組の推進

パートタイム労働者の差別的取り扱いの禁止や均衡待遇、正社員転換推進の措置等の徹底

イ 過重労働解消に向けた取組、過労死等防止対策の推進等

【現 状】

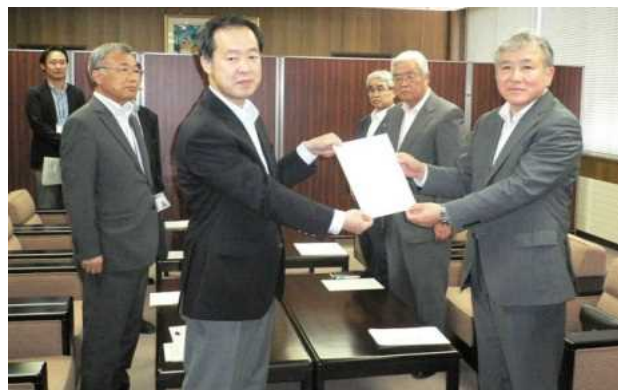
平成27年 平均年間総実労働時間 1,888時間（全国平均1,784時間、全国5番目の長さ）
平成26年 平均年次有給休暇の取得率 46.52%（全国平均49.9%、全国34番目の取得率）

【取 組（過重労働の解消）】

- ① 時間外労働時間数が80時間超の事業場へ全数監督。
- ② 長時間労働の指導を総括する過重労働特別監督監理官を設置。
- ③ 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催。
- ④ 県内労使団体への要請による周知。
- ⑤ 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについて」による使用者の労働時間管理の徹底。



県商工会連合会への要請
（平成28年10月14日実施）



運輸支局との県トラック協会への要請
（平成28年7月25日実施）



建設業協会会長への要請
（平成29年2月7日実施）

(参考) 「過労死等ゼロ」 緊急対策について (概要)

1 違法な長時間労働を許さない取組の強化

- (1) 新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底
企業向けに新たなガイドラインを定め、労働時間の適正把握を徹底する。
- (2) 長時間労働等に係る企業本社に対する指導
違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対して、全社的な是正指導を行う。
- (3) 是正指導段階での企業名公表制度の強化
過労死等事案も要件に含めるとともに、一定要件を満たす事業場が2事業場生じた場合も公表の対象とするなど対象を拡大する。
- (4) 36協定未締結事業場に対する監督指導の徹底

2 メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取組の強化

- (1) メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導
複数の精神障害の労災認定があった場合には、企業本社に対して、パワハラ対策も含め個別指導を行う。
- (2) パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底
メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際に、「パワハラ対策導入マニュアル」等を活用し、パワハラ対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等も含め指導を行う。
- (3) ハイリスクな方を見逃さない取組の徹底
長時間労働者に関する情報等の産業医への提供を義務付ける。

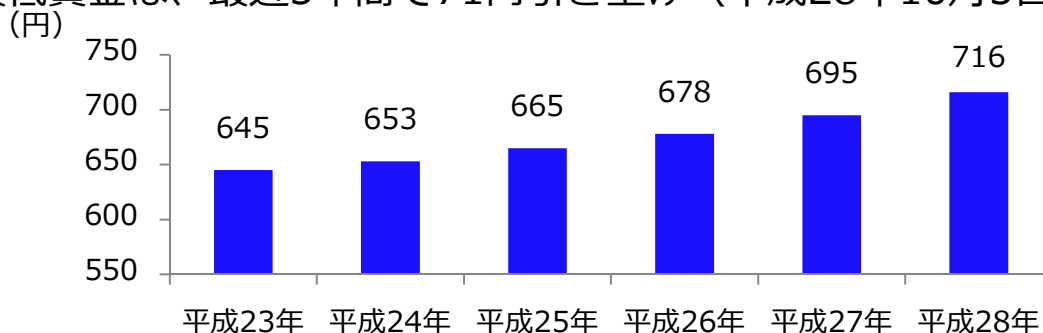
3 社会全体で過労死等ゼロを目指す取組の強化

- (1) 事業主団体に対する労働時間の適正把握等について緊急要請
- (2) 労働者に対する相談窓口の充実
労働者から、夜間・休日に相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」の開設日を増加し、毎日開設するなど相談窓口を充実させる。
- (3) 労働基準法等の法令違反で公表した事案のホームページへの掲載

ウ 最低賃金の引き上げと生産性の向上

【現 状】

- ① 岩手県最低賃金は、最近5年間で71円引き上げ（平成28年10月5日発効 **716円** +21円 引上げ率：3.02%）



- ② 岩手県特定（産業別）最低賃金額も引き上げ（平成28年12月11日発効）

鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

772円→**790円**(+18円 引上げ率：2.33%)

自動車小売業

781円→**800円**(+19円 引上げ率：2.43%)

光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

758円→**774円**(+16円 引上げ率：2.11%)

各種商品小売業

752円→**767円**(+15円 引上げ率：1.99%)

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

740円→**756円**(+16円 引上げ率：2.16%)

- ③ 最低賃金に係る重点監督指導結果 2月末現在、365事業場のうち、38事業場に違反（違反率10.4 %）

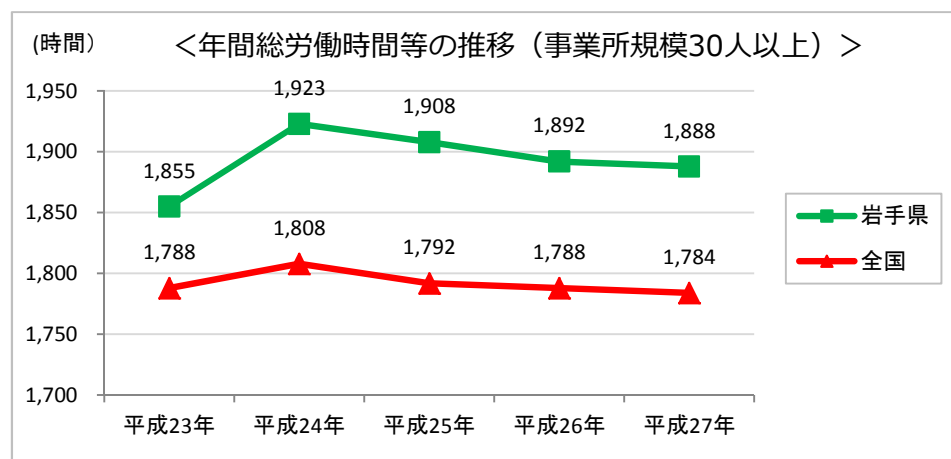
【取 組】

- ① 改正された最低賃金額の効果的な周知（労使団体、地方公共団体等の広報誌）
- ② 最低賃金の履行確保のための集中的な監督指導の実施
- ③ 助成金の活用を通じた中小・小規模事業者の賃上げ及び生産性向上等の支援

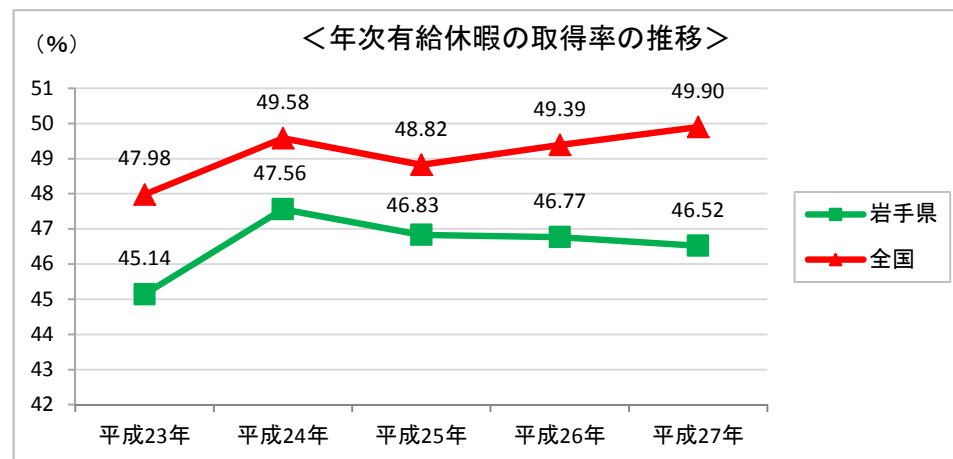
Ⅱ 働き方・休み方改善等ワーク・ライフ・バランスの実現

【現 状】

平成27年の県内一人平均年間総実労働時間は1,888時間と全国平均の1,784時間より104時間長く（全国5番目）、同年の一人平均年次有給休暇の取得率は46.52%と全国平均の49.90%を下回っている（全国34番目）。



「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）



「中小企業労働事情調査報告書」（北海道中小企業団体中央会）

【取 組】

- ① 県による「いわて働き方推進運動」の推進に係る周知・協力
- ② 「岩手労働局働き方改革推進本部（本部長：局長）」のもと、地域や業界の主要企業等の経営陣への働き方改革の推進を働きかけ（時間外労働、年次有給休暇の取得促進、ゆう活やテレワーク等多様な働き方の導入など）
- ③ 「働き方・休み方改善コンサルタント」等による労働時間等働き方の改善のための助言・指導等
- ④ 企業や労働者が働き方・休み方の現状や課題を自主診断できる「働き方・休み方改善指標」の普及
- ⑤ 「働き方・休み方改善ポータルサイト」による全国企業の好事例等の情報発信

(2) 人材確保対策の推進や労働生産性の向上等による労働環境の整備

ア 全産業の労働生産性の向上

【現 状】

人口減少の中で企業の生産性を向上させるためには、「全員参加の社会の実現」に向けた取組が重要

⇒生産性向上を目指す企業への支援

⇒非正規労働者や子育て中の女性等への職業能力開発

平成27年度岩手県職業能力開発基礎調査

○企業が従業員に対し人材育成をしていない理由

「時間がない」33% 「適当な研修がない」26% 「費用がかかる」12%など

○企業が従業員の職業能力開発を促進するための課題

「時間がない」24%、「費用がかかる」20%、「適当なコースがない」13%など

【取 組】

雇用関係助成金に「生産性要件」（一定以上生産性が伸びている企業に対し額または率を割増）を設定
【新規】

非正規雇用労働者等を対象とした長期の離職者訓練「正社員化実現コース（仮称）」を創設
【新規】

子育て中の女性のためのリカレント教育を拡充（短時間訓練や託児サービス付き訓練の設定推進を含む）
【新規】

在職者訓練を中心とした人材育成支援
【新規】

イ 人材不足分野等における人材確保対策の総合的な推進

【現 状】

求職者が大幅に減少する中で、特に建設業、医療・福祉等の産業において人材不足の状況が続いており、人材確保することが急務となっている。

⇒ 各企業において、人材確保のため雇用管理改善を推進することで、労働環境の向上を図ることにより、それぞれの職場に魅力を高めることが重要。

さらに各分野においてマッチングの強化が重要。

【取 組】

① 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」

職場定着助成金の見直し、建設労働者確保育成助成金の対象メニューの拡充等の周知や制度の活用促進を図る

雇用管理改善促進事業等の実施による建設、介護分野の雇用管理改善の推進を図る

事業所訪問等あらゆる機会を活用し、事業主自身の主体的な雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進

② マッチング支援の強化

＜福祉分野全般＞

- ・「岩手県正社員転換・待遇改善プラン」に基づき正社員就職、正社員転換等に取り組む
- ・「福祉人材コーナー」を中心に地方自治体等と連携し充足支援を図る

＜介護分野＞

- ・有資格者等への就職検討の契機となるような詳細な求人情報提供
- ・求職者セミナー、施設見学会、就職面接会等マッチングの促進を図る

＜医療分野＞

- ・岩手県ナースセンターと連携し、有資格求職情報、病院情報を共有し就職支援、復職講習への参加勧奨を図る

＜保育分野＞

- ・「保育士マッチング強化プロジェクト」に取り組み未紹介・未充足求人へのフォローアップの徹底
- ・保育士確保が特に必要な地域、時期に集中的にマッチングを実施

＜建設分野＞

- ・有資格者の未充足求人へのマッチング
- ・小冊子「《未来をつくる》建設業岩手の建設業で働く魅力を紹介します！」を作成・配布し情報提供を実施

(3) 地方創生の推進

ア 地方自治体と一体となった雇用対策

【現 状】

- ① 岩手県と岩手労働局及び北上市と岩手労働局の雇用対策協定に基づき雇用対策を実施
- ② 「県央総合就業支援拠点」「県南総合就業支援拠点」において就労支援事業の一体的実施事業を推進
- ③ 市町村の福祉事務所等に就職支援ナビゲーターを派遣し、生活保護受給者等の就労による自立を促進
- ④ ふるさとハローワーク（滝沢市、一関市及び陸前高田市）において、求人の提供及び職業相談・職業紹介

【取 組】

- ① 地方公共団体等と岩手労働局の雇用対策協定に基づく雇用対策の推進

岩手県と労働局が連携し求職者の就職促進と人手不足職種を中心とした県内企業の人材確保等の実施

北上市と労働局が連携し、新卒者の県内就職支援や障害者の就労支援等を実施

- ② 地方公共団体等と岩手労働局の協定に基づく一体的実施事業の推進

運営協議会で設定した目標の管理
及び目標の達成

地方自治体との調整に当たっ
ての国の意思決定の迅速化

利用者情報の共有の一層の推進

- ③ 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

福祉事務所等にハローワーク相談員を派遣して
「生活保護受給者等就労自立促進事業」を推進

盛岡市庁舎内の一体的実施施設において各種取組を
実施

- ④ ふるさとハローワークにおける地方自治体と連携した職業相談・職業紹介

市の庁舎等を活用するふるさとハローワークにおいて、求人情報の提供及び職業相談・職業紹介等を実施

イ 地域雇用対策の推進

【現 状】

少子高齢化により人口減少が続いていることなどにより、構造的な雇用改善に至っていない地域が多い
⇒ 地域の創意工夫を活かした雇用創造の推進による、産業振興と人口減少の歯止めに資するため、安定した良質な雇用機会の創出が必要

離職者の再就職の実現に資する訓練を実施するとともに、産業界や地域の人材ニーズに合致した多様な職業能力開発の機会を提供することが必要。

【取 組】

① 地域の創意工夫を活かした雇用創造の推進

「戦略産業雇用プロジェクト」の工場見学交流会等の各種事業についてハローワークにおいて求職者等への情報提供を行う等の協力

久慈地域が実施する「実践型地域雇用創造事業」へセミナー等への協力

雇用創造が必要な地域への事業の活用を促す

② 地域雇用開発助成金の活用

高齢化や人口減少が進み構造的な雇用改善に至っていない地域での地域雇用開発助成金の活用を促す

各自治体に対して企業誘致を進める際の積極的な周知

③ 地域のニーズに即した公的職業訓練の展開

・安定所を通じて企業及び求職者を対象にアンケート調査を実施し訓練ニーズを把握

・関係機関と連携（国、県、高障求機構、若者・子育て女性の支援団体等）し県内各ブロックで訓練担当者会議を実施し訓練ニーズを把握

・関係機関（県、国、高障求機構）連名による平成29年度岩手県地域職業訓練実施計画を策定

(4) 労働者が安全で健康に働ける職場づくり

【現 状】

平成28年の県内全業種における労災死傷者数（休業4日以上：速報値）は1,272人（前年同期比 0.6%減、平成27年から2年連続の減少）、死亡者数は18人（前年同期比5.3%減）。

また、第12次労働災害防止計画（平成25年度～平成29年度）の目標（死傷者数は平成29年までに平成24年比15%以上減、死亡者数は同20%以上減）を達成するためには更なる取組が必要。

	H22	H23	H24	H25	H26		H27		H28（速報値）	
						H26/H24		H27/H24		H28/H24
死亡者数（人）	17	18	16	19	26	162.5%	21	131.3%	18	112.5%
死傷者数（人）	1,222	1,280	1,367	1,458	1,478	108.1%	1,316	96.3%	1,272	93.1%

【取 組】

① 過重労働による健康障害防止対策

『「過労死等ゼロ」緊急対策』を踏まえたメンタルヘルス対策（パワハラ対策も含む）

② 労働災害多発業種に対する対策

・小売業、社会福祉施設等の多店舗・多施設展開企業等への対策（「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」）

・製造業、建設業、陸上貨物運送事業等への対策

③ 業種に共通する業種横断的対策

転倒災害防止対策（「STOP！転倒災害プロジェクト」）、交通労働災害防止対策、非正規雇用労働者対策

④ 化学物質による健康障害防止対策及びストレスチェック制度

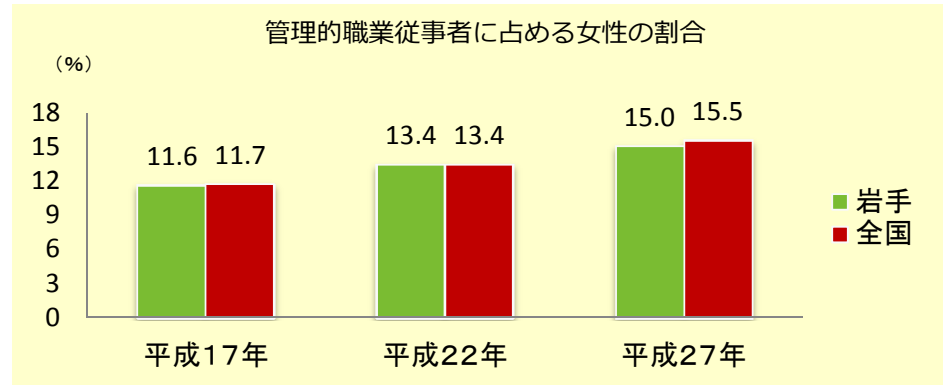
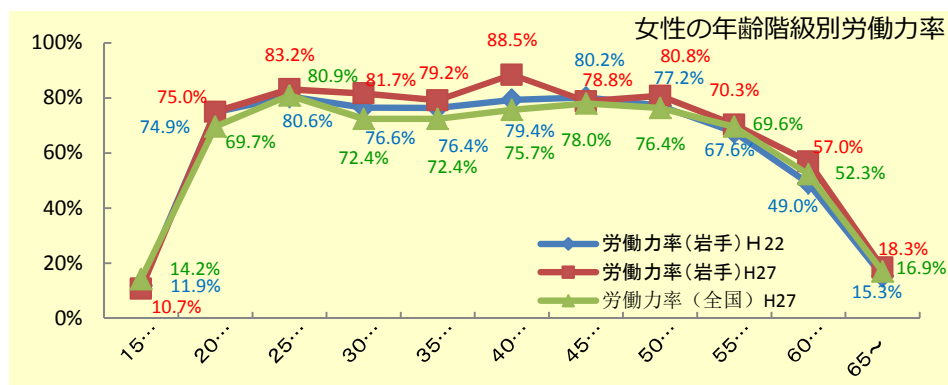
化学物質のリスクアセスメントの普及促進及びストレスチェック制度の適切な実施の指導

3 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

(1) 女性の活躍推進

【現 状】

岩手の女性の労働力率は、前回調査よりほとんどの年代で上昇しているが、出産・育児期では20代後半と比べ30代の女性の労働力率が低下している。また、管理的職業従事者に占める女性の割合は上昇傾向にあるが、15.0%と、男性と比べ依然低い状況にある。また、仕事と子育ての両立を希望するも、諸般の事情で就業できない女性等が相当数存在。



【取 組】

「国勢調査」(総務省)

「国勢調査」(総務省)

① 職場における女性の活躍推進

- ・男女雇用機会均等法の履行確保とポジティブ・アクションの推進
- ・妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止対策の完全実施
- ・女性活躍推進法に基づく企業の行動計画の策定・届出等の促進、優良企業認定「えるぼし」の取得支援

※ポジティブ・アクション

男女労働者間の事実上の格差解消に向けた企業の自主的、積極的な取組

② 仕事と家庭の両立支援の推進

- ・育児・介護休業法に基づく規定整備指導等(男性育児休業取得促進、仕事と介護の両立支援促進)
- ・次世代法に基づく企業の行動計画の策定・届出等の促進、優良企業認定「くるみん」等の取得支援
- ・助成金の支給等による事業主支援を実施

③ マザーズコーナーにおける各種支援

- ・子供同伴で利用しやすい相談環境の整備と就職支援の充実、子育て女性が働きやすい求人の積極的提供



- ④ 地方公共団体の実施するイベント（保育園の説明会等）との連携
 - ・ハローワークのPRの実施、両立求人中心の面接会の実施
- ⑤ ひとり親に対する就職支援
 - ・児童扶養手当の現況届提出時に地方公共団体にハローワークの出張窓口の設置、各種雇用関係助成金の活用

(2) 若者の活躍推進

【現 状】

平成29年3月新規学校卒業者の就職内定率は、高校・大学ともに過去最高水準。
新規学卒者の県内就職内定割合の上昇、フリーター等の正社員転換、若者の早期離職防止が課題。

○新規学校卒業者の就職状況

① 新規高校卒業者（平成29年1月末日現在）

- ・就職内定率 全体 97.1%（前年同期比+0.5P）
県内 96.1%（同 +0.8P）
- ・県内就職内定割合 65.3%（同 +1.8P）

② 新規大学卒業者（平成29年1月末日現在）

- ・就職内定率 全体 78.8%（前年同期比+2.2P）
県内 84.1%（同 +0.6P）
- ・県内就職内定割合 43.5%（同 +0.8P）

○平成25年3月新規学校卒業就職者の3年以内離職率 ※（ ）内は全国平均

- ・高校41.4%（40.9%）
- ・短大等40.2%（41.7%）
- ・大学38.4%（31.9%）

【取 組】

① 新卒者・既卒者への就職支援

新卒求人にかかる「青少年雇用情報の提供」及び「労働関係法令違反等の求人者の求人不受理」の実施

ユースエール認定企業・若者応援宣言企業の開拓及び情報発信

いわてUターンシップ促進事業との連携による、学生と県内企業のマッチング

労働局・岩手県主催の就職説明会・面接会及び首都圏UIJターン面接会の実施

② フリーター・若年無業者等への支援

わかもの支援コーナー・窓口を中心とした担当者制による、ニーズに応じた支援

不安定就労者等の在職者対象の、正社員就職に向けた短期・集中セミナーの開催

地域若者サポートステーションの常設サテライト新規設置（宮古・釜石地区）等による職業的自立の支援体制強化

③ 職場定着支援

ハローワーク利用の就職者を主な対象とした、事業所訪問による定着支援

就職内定者、若年社員及び育成担当者層向けセミナーの開催

卒業年次前の学生・生徒対象の、地元企業及び職業理解のための企業ガイダンス等の実施



【28.6.24 いわてで働こう！UIJターン応援面接会】

(3) 高齢者の活躍促進

【現 状】

人口減少の中で社会の活力を維持・成長を持続させるため、働く意欲のある65歳以上の高年齢者が活躍し続けられるような雇用・就業環境を整えていくことが必要。

○高年齢者雇用確保措置実施状況（平成28年6月1日現在）

- ① 岩手県内に本社を置く31人以上企業規模における雇用確保措置実施状況
 - ・ 実施済企業
1, 759社（99.4%）※全国99.5%
 - ・ 雇用確保措置の内容
 - ◇定年なし 39社（2.2%） ◇定年引上げ 338社（19.2%） ◇継続雇用制度 1,382社（78.6%）
- ② 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況
 - ・ 報告した全ての企業（1,769社）のうち希望者全員が65歳以上まで働ける企業
1, 530社（86.5%）※全国1位、全国74.1%
 - ・ 実施している制度の内容
 - ◇定年なし 39社（2.2%） ◇65歳以上定年 338社（19.1%） ◇65歳以上継続雇用制度 1,153社（65.2%）

【取 組】

① 企業における高年齢者の定年延長・継続雇用制度の促進等

雇用確保未実施企業に対して、個別訪問による企業名公表も視野に入れた的確な助言・指導を実施

高年齢者雇用アドバイザー制度や65歳超雇用推進助成金等高年齢者雇用に関する支援制度の積極的な活用

② 高年齢者に対する再就職支援の強化、地域における就業機会確保の取組

専用窓口の設置等担当者制による職業相談やチーム支援等による65歳以上の再就職支援を充実強化

地域の実情に応じた多様な就労機会を確保するための協議会設置に向けた協力・連携

臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高年齢者の受け皿としてシルバー人材センター事業を推進

(4) 障害者、難病・がん患者等の活躍促進

【現 状】

- ・民間企業の障害者の雇用状況は、実雇用率・雇用障害者数ともに過去最高を更新
⇒ 法定雇用率を達成している企業の割合は56.2%に止まる
- ・新規障害求職者数の伸び率が高い精神障害者への支援と中小企業の障害者雇用への不安解消が必要
⇒ 事業主の障害者雇用に対する理解の促進

○障害者雇用状況

- ① 民間企業における雇用状況（平成28年6月1日現在） ※岩手県内に本社を置く50人以上規模企業（923社）
 - ・ 実雇用率 2.07% （前年比 +0.08 P：初めて改定後の法定雇用率（2.0%）を上回る）〔全国1.92%〕
 - ・ 雇用障害者数 2,927.5人 （前年比 +5.9%：+162.0人）：過去最高を更新）
- ② 岩手県内ハローワークにおける新規障害求職申込件数（平成29年1月末）
 - ・ 1,610人 （前年度比 +2.8%：+44人）

※障害種別内訳：身体426人（前年度比▲10.1%：▲48人） 知的275人（同+3.8%：+10人）
精神772人（同+7.1%：+51人） その他137人（同+29.2%：+31人）

【取 組】

① 精神障害、発達障害、難病などの障害特性に応じた就労支援の推進

精神障害者トライアル雇用事業を活用した就職促進（3ヶ月の有期雇用。精神障害者は最大12ヶ月）

精神障害者、発達障害者、難病のある人への専門的支援をする相談員をハローワークに配置（求職者、事業主双方を支援）

精神医療機関とハローワークが連携した就職支援に係る事業の実施

② 安定所における中小企業に重点を置いた支援策の実施

未達成企業の7割以上を占める0.5人又は1人不足企業を重点対象とした雇用率達成指導の計画的・効率的実施

障害者本人や企業の障害者雇用への不安解消に向けた職場実習、就労支援セミナー、事業所見学会の実施

③ がん患者等の治療と仕事の両立支援

がん診療連携拠点病院等との連携による出張相談や、患者の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介等の実施

企業や医療機関と連携した両立支援の普及啓発のため県の関係部署や関係機関とのさらなる連携

4 行政展開に当たっての基本的対応

1 総合労働行政機関としての機能（総合性）の発揮

- 四行政(労働基準、職業安定、職業能力開発、雇用均等)間の連携を一層密にし、各種施策を総合的、一体的に推進する。
- 平成28年4月に新たに「雇用環境・均等室」を設置
 - ・ 男女ともに働きやすい職場環境の実現に向けた総合的な行政を展開。
 - ・ 事業所の指導や訪問周知等、各行政で関係する業務を一体として実施することにより、業務の合理化・効率化を推進。
- 平成29年度(時期未定)には、厚生労働本省に「働き方改革」を推進するための組織として「雇用環境・均等局」を設置。

2 計画的・効率的な行政運営

- ・ 地域の実情を踏まえた行政運営方針の策定。計画的な行政運営の実施。
- ・ 行政事務の簡素合理化と業務の重点化による効率的な行政運営の実施。

3 地域に密着した行政の実施

- 地方公共団体との連携
 - ・ 岩手県・北上市と労働局との雇用対策協定に基づく雇用対策の推進。
 - ・ 岩手県・盛岡市と労働局との協定に基づく一体的実施事業の推進。等
 - ・ 今後も自治体との雇用対策協定の拡大に努める。

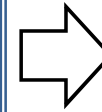
(注)一体的実施事業：希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する国と地方自治体の連携事業。

- 労使団体等関係団体との連携
 - ・ 「岩手地域産業労働懇談会」の開催。
労使団体の幹部と意見交換を実施。
 - ・ 「岩手地方労働審議会」の開催。
公労使の意見を細かく把握。
- その他、働き方改革・女性活躍推進等について、使用者団体の事務担当者を対象とした制度等の説明会をタイムリーに開催。

4 積極的な広報の実施

【現 状】

- ① 毎月末の「報道関係記者懇談会」の開催
 - ・ 局長から「一般職業紹介状況」をはじめ各行政における重要施策等を発表。
 - ・ 分かりやすい情報発信
- ② 労働局ホームページを通じたタイムリーな広報資料の提供。
- ③ 署所の広報媒体、自治体、労使団体の広報紙等の活用、ラジオ、鉄道広告等を利用した幅広い広報



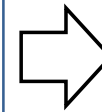
【取組方針】

- ・ 県民全体の労働行政の理解と信頼を高めるため、引き続き、積極的に広報活動を推進
- ・ 県・市町村や労使団体と連携し、各広報誌等を活用することによる幅広くかつ効果的な広報を実施

5 労働法制の普及等に関する取組

【現 状】

- ① 「労働関係法規セミナー」等を開催(学生・生徒対象)
7大学、2短大、12高校等(2月末現在)
- ② 「アルバイトの労働条件を確かめようキャンペーン」の実施
(4～7月)
 - ・ 学生アルバイトの適正な労働条件について、広報及びリーフレットの配布による周知
 - ・ 「若者相談コーナー」を設置、大学において出張相談を実施
- ③ ハローワークによる職業意識等の啓発に向けたセミナーの実施
- ④ e-ラーニングシステムによる労働法制の知識付与
(就労中の若者も対象)
「今日から使える労働法～Let's study labor law～」
※ e-ラーニング＝インターネットを利用した学習形態



【取組方針】

労働者の関係法令の不知による問題事案発生
の未然防止及び若者の職業意識の涵養を図る。

- ・ 労働法制セミナーの開催と高校等へのセミナー開催の働きかけ
- ・ 労働トラブルに関する相談先の周知及び相談対応
- ・ 職場定着や早期離職防止等の取組

6 総合的な労働相談の状況

労働相談の状況 ※29年1月末現在

- 平成28年度より、労働局の労働相談窓口を一本化。
- パワハラや解雇等に関する相談とセクハラやマタハラ等に関する相談を局総合労働相談コーナーで対応。
- 個別の労働紛争を未然に防止する取組と解決への取組（調停・あっせん等）を一体的に実施。
- 労働基準監督署の総合労働相談コーナーと連携して対応。

【背景】

- ・「いじめ・嫌がらせ」の労働相談が最も多く増加傾向。
- ・均等法等の関係ではマタハラ相談が最も多い。セクハラ相談も依然多い。
- ・職場のハラスメントではセクハラ、パワハラ境界があいまいなことが多いため一体的な対応が必要。

★労働相談の利便性向上★
★複合事案対応の迅速化★

○総合労働相談の状況

・総合労働相談コーナーの相談	8,767件	（前年同期 8,527件、2.8%増）
・個別労働関係紛争に係る相談件	2,298件	（前年同期 2,384件、3.6%減）
うち、「いじめ・嫌がらせ	790件	（前年同期 830件、4.8%減）
・助言・指導件数	85件	（前年同期 142件、40.1%減）
・あっせん件数	44件	（前年同期 45件、2.2%減）

- ・総合労働相談件数は平成20年度から1万件前後で高止まり。
- ・個別労働紛争関連では「いじめ・嫌がらせ」の相談が最も多い。（4年連続1,000件を超える見通し。）
- ・助言・指導やあっせんは「いじめ・嫌がらせ」の事案が多い。（昨年度も同じ状況）

○均等法等の相談状況

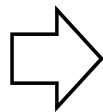
・男女雇用機会均等法に係る相談件数	99件	（前年同期192件、48.4%減）
・育児・介護休業法	439件	（前年同期310件、41.6%増）
・パートタイム労働法	32件	（前年同期148件、78.4%減）

- ・均等法に係る相談の減少は、セクハラ相談について、昨年度は事業主が講ずべき措置の該当項目を複数計上する方法であったものを、今年度から該当項目数によらず1件と計上する計上方法の変更があったため。
（参考：昨年度と同じ計上方法とした場合の相談件数 99件 → 186件）
- ・育・介法に係る相談の増加は、同改正法が平成29年1月1日に施行された影響である。
- ・パート法に係る相談の減少は、平成27年4月1日に施行された改正法に関する事業主からの相談が落ち着いたため。

7 保有個人情報の厳正な管理及び情報公開制度・個人情報保護制度への適切な対応

【現 状】（平成29年1月末時点）

- ・ 個人情報漏えい事案件数 3 件（平成27年度 3 件）
内訳： 誤交付1, 誤送付1, 紛失1
- ・ 行政情報公開請求（開示等）件数 8件
- ・ 保有個人情報開示請求（開示等）件数 22件

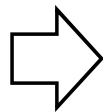


【取組方針】

- ・ 個人情報（マイナンバーを含む）の厳格な管理の徹底
- ・ 行政情報、保有個人情報の開示請求への的確な対応

8 綱紀の保持と行政サービスの向上

- ・ 法令遵守の徹底
- ・ 適切な会計事務処理
- ・ 行政サービスの一層の向上



【参考】

- ・ 岩手労働局法令遵守委員会（平成28年4月,9月）
- ・ 岩手労働局公共調達審査会（平成28年9月）
- ・ 岩手労働局公共調達監視委員会（平成28年9月）

平成29年度 厚生労働省組織再編

- 医療・保険の技術分野で、部局連携による対応が必要な重要課題が多数存在する中、医療・保険に係る重要施策について専門的観点から「統理」する「医療技監」を設置する。
- 政府の重要課題である「働き方改革」、「少子化対策・子育て支援」、「生産性向上」に的確に対応するため、組織再編を行い、「雇用環境・均等局」、子ども家庭局」及び「人材開発統括官」を設置する。

【現行】

【大臣官房】

技術・国際保健総括審議官

【医薬・生活衛生局】

生活衛生・食品安全部

【職業安定局】

次 長

派遣・有期労働対策部

【雇用均等・児童家庭局】

雇用均等・児童家庭局

審 議 官
(雇用均等・児童家庭担当)

【職業能力開発局】

職業能力開発局

【中央労働委員会】

次 長

【組織再編後】

医 務 技 監 (次官級)

【医薬・生活衛生局】

生活衛生・食品安全審議官

【職業安定局】

審 議 官
(職業安定担当)

【雇用環境・均等局】

雇用環境・均等局

審 議 官
(雇用均等・均等、子ども家庭担当)

【子ども家庭局】

子 ども 家 庭 局

【人材開発統括官】

人 材 開 発 統 括 官

【中央労働委員会】

審 議 官